

財務諸表

貸借対照表

■資産の部

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
現金	12,045	10,772
預け金	158,584	157,051
買入金銭債権	5,020	4,472
金銭の信託	2,224	1,426
有価証券	238,469	254,016
国債	3,753	7,941
地方債	34,349	35,098
社債	73,522	74,330
株式	116	116
その他の証券	126,726	136,529
貸出金	315,572	314,177
割引手形	1,805	1,855
手形貸付	5,405	5,867
証書貸付	302,377	299,977
当座貸越	5,983	6,477
その他資産	4,365	5,759
未決済為替貸	177	386
信金中金出資金	3,155	4,125
前払費用	—	1
未収収益	676	851
金融派生商品	—	2
その他の資産	356	393
有形固定資産	6,599	6,494
建物	1,227	1,207
土地	4,564	4,548
リース資産	82	83
その他の有形固定資産	724	655
無形固定資産	148	131
ソフトウェア	100	94
リース資産	48	37
前払年金費用	76	133
繰延税金資産	302	337
債務保証見返	137	126
貸倒引当金	△ 3,766	△ 3,959
一般貸倒引当金	△ 613	△ 645
個別貸倒引当金	△ 3,152	△ 3,314
資産の部合計	739,781	750,941

■負債の部

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
預金積金	708,765	715,922
当座預金	45,679	46,898
普通預金	330,132	340,102
貯蓄預金	241	213
通知預金	647	611
定期預金	318,608	316,216
定期積金	9,302	8,347
その他の預金	4,153	3,533
借入金	1,087	919
借入金	1,087	919
その他負債	1,066	1,108
未決済為替借	237	406
未払費用	348	316
給付補填備金	10	8
未払法人税等	11	11
前受収益	40	38
払戻未済金	13	17
払戻未済持分	3	4
金融派生商品	6	—
リース債務	131	120
資産除去債務	67	67
その他の負債	194	117
賞与引当金	296	307
預金払戻損失引当金	38	46
偶発損失引当金	121	122
再評価に係る繰延税金負債	523	523
債務保証	137	126
負債の部合計	712,036	719,076

■純資産の部

(単位:百万円)

科目	令和5年3月末	令和6年3月末
出資金	2,404	2,418
普通出資金	2,404	2,418
利益剰余金	30,106	31,856
利益準備金	2,427	2,427
(うち利益準備金限度超過積立金)	(22)	(8)
その他利益剰余金	27,679	29,429
特別積立金	23,100	23,100
当期末処分剰余金	4,579	6,329
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	32,510	34,274
その他有価証券評価差額金	△ 5,512	△ 3,156
土地再評価差額金	746	746
評価・換算差額等合計	△ 4,765	△ 2,410
純資産の部合計	27,744	31,864
負債及び純資産の部合計	739,781	750,941

損益計算書

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和5年度
経常収益	10,357,382	10,317,987
資金運用収益	7,428,542	7,742,037
貸出金利息	4,112,326	4,059,891
預け金利息	200,839	299,555
コールローン利息	4,749	—
有価証券利息配当金	2,996,664	3,275,911
その他の受入利息	113,962	106,678
役務取引等収益	1,140,743	1,151,093
受入為替手数料	367,778	355,941
その他の役務収益	772,965	795,152
その他業務収益	938,329	911,554
国債等債券売却益	873,556	863,899
国債等債券償還益	312	42
金融派生商品収益	14,184	8,984
その他の業務収益	50,275	38,627
その他経常収益	849,766	513,301
貸倒引当金戻入益	307,799	—
償却債権取立益	127,290	122,305
株式等売却益	287,099	235,344
金銭の信託運用益	50,502	70,177
その他の経常収益	77,073	85,473
経常費用	8,859,606	8,489,956
資金調達費用	143,141	154,964
預金利息	127,261	140,783
給付補填備金繰入額	7,582	6,931
借入金利息	3,191	2,533
金利スワップ支払利息	5,106	4,716
役務取引等費用	546,643	544,994
支払為替手数料	114,760	113,923
その他の役務費用	431,883	431,070
その他業務費用	1,438,251	1,502,258
国債等債券売却損	159,357	955,081
国債等債券償還損	1,276,556	545,813
その他の業務費用	2,336	1,363
経費	6,497,221	5,973,636
人件費	3,760,542	3,752,421
物件費	2,494,391	2,014,540
税金	242,287	206,674
その他経常費用	234,348	314,102
貸倒引当金繰入額	—	224,687
貸出金償却	56,939	10,813
株式等売却損	20,030	148
株式等償却	—	320
金銭の信託運用損	3,880	—
その他の経常費用	153,496	78,131

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和5年度
経常利益	1,497,776	1,828,030
特別利益	—	530
固定資産処分益	—	530
特別損失	46,115	9,223
固定資産処分損	43,524	9,066
減損損失	2,590	157
税引前当期純利益	1,451,660	1,819,337
法人税、住民税及び事業税	10,074	10,074
法人税等調整額	△ 39,676	△ 35,177
法人税等合計	△ 29,602	△ 25,103
当期純利益	1,481,263	1,844,440
繰越金(当期首残高)	3,098,524	4,484,575
当期末処分剰余金	4,579,788	6,329,016

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	4,579,788	6,329,016
剰余金処分額	95,212	119,195
普通出資に対する配当金	95,212	119,195
繰越金(当期末残高)	4,484,575	6,209,820

財務諸表の適正性等の確認

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月4日

兵庫信用金庫
理事長 園田 和彦

貸借対照表の注記事項

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 10年~50年 |
| その他 | 4年~20年 |
6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を計しております。
9. 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先で一定の債務者は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
- 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,171百万円です。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- | 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から損益処理 | | | | | |
|--|---|--------------|-------------------------------|--------------|-----|------------|
| 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。 <p>なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。</p> <p>①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>年金資産の額</td> <td>1,680,937百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額</td> <td>1,770,192百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>△89,255百万円</td> </tr> </table> <p>②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分)</p> <p>0.5114%</p> <p>③補足説明</p> <p>上記①の差引額的主要要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金93百万円を費用処理しております。</p> <p>なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。</p> <p>12. 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。</p> <p>13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p> <p>14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)(以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによるヘッジによる評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> | 年金資産の額 | 1,680,937百万円 | 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 | 差引額 | △89,255百万円 |
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 | | | | | |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 | | | | | |
| 差引額 | △89,255百万円 | | | | | |

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」[その他の役務収益]があります。受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。その他の役務収益は、投信取扱手数料や生保取扱手数料等の証券・保険販売業務に基づくもの等が含まれております。受入為替手数料及びその他の役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
16. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
17. 証券投資信託の解約損益は銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金として、解約損は国債等債券償還損としてそれぞれ計上しております。
18. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------|----------|-------|-----------|-----------|------|-----------|------|-----|-----------|------------|--|-----|----------|------|----------|-------------|--|-----|--------|
| 貸倒引当金 | 3,959百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。 <p>主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。</p> <p>なお、エネルギー価格や物価上昇等に伴う経済への影響は一定期間続くものと想定し、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。</p> <p>個別貸出先の業績変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合に、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21. 子会社等の株式又は出資金の総額 | 43百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22. 子会社等に対する金銭債権総額 | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23. 子会社等に対する金銭債務総額 | 162百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24. 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,023百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私権(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸付契約によるもの)に限り)であります。 <table border="1"> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>4,560百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>14,167百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>七百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>18,735百万円</td> </tr> </table> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。</p> <p>危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。</p> <p>三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>26. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引当手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,855百万円です。</p> <p>27. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,851百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>919百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金9,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は4百万円及び敷金は30百万円です。</p> <p>28. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,228百万円</p> <p>29. 出資1口当たりの純資産額 6,587円67銭</p> | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,560百万円 | 危険債権額 | 14,167百万円 | 三月以上延滞債権額 | 一百万円 | 貸出条件緩和債権額 | 七百万円 | 合計額 | 18,735百万円 | 担保に供している資産 | | 預け金 | 2,000百万円 | 有価証券 | 2,851百万円 | 担保資産に対応する債務 | | 借入金 | 919百万円 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,560百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 危険債権額 | 14,167百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出条件緩和債権額 | 七百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | 18,735百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担保に供している資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預け金 | 2,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 2,851百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担保資産に対応する債務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 919百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部を配置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本方針を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

①信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されており、また、

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、及び資金運用方針等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引等であり、

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間3ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、7,294百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテストを実行しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えられておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、当事業年度末の上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本中央銀行の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値の変動額は、1,133百万円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本中央銀行の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)を超える金利の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	157,051	156,111	△939
(2) 有価証券	252,063	252,057	△6
満期保有目的の債券	3,025	3,019	△6
其他有価証券(*2)	249,037	249,037	—
(3) 貸出金(*1)	314,177		
貸倒引当金(*3)	△3,883		
	310,293	312,178	1,884
金 融 資 産 計	719,408	720,347	938
(1) 預金積金(*1)	715,922	715,362	△560
金 融 負 債 計	715,922	715,362	△560
デリバティブ取引(*4)			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	—
デリバティブ取引計	2	2	—

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*4) その他有価証券に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円/円スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができる預け金(いわゆるコーポラル預金)については、合理的に算定された価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については32. から33. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額、以下「貸出金計上額」という)。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円/円スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円/円スワップレート)より算出されたスポットレートを適用しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	43
非上場株式(*1)	73
信金中央金庫出資金(*1)	4,125
組合出資金(*2)	1,836
合 計	6,078

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	82,000	44,300	25,000	—
有価証券(*2)	7,062	69,171	63,756	54,726
満期保有目的の債券	462	1,075	1,283	204
その他有価証券のうち満期があるもの	6,599	68,096	62,472	54,522
貸出金(*3)	55,514	104,314	65,748	63,498
合計	144,576	217,786	154,504	118,224

(*1) 預け金のうち、当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。
 (*2) 有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。
 (*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 主な有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*1)	633,587	52,687	29,645	2
合計	633,587	52,687	29,645	2

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額		時価	差額
		種類	時価		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—
	地方債	1,637	1,647	9	—
	短期社債	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—
	その他	1,019	1,051	32	—
	小計	2,657	2,699	41	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—
	地方債	1,388	1,372	△16	—
	短期社債	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—
	その他	3,452	3,280	△172	—
	小計	4,841	4,652	△188	—
合計		7,498	7,351	△146	

その他の有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額		取得原価	差額
		種類	時価		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—
	債券	18,688	18,314	374	—
	国債	530	512	18	—
	地方債	9,071	8,881	190	—
	短期社債	—	—	—	—
	社債	9,086	8,920	165	—
	その他	63,454	58,902	4,552	—
小計	82,143	77,216	4,926	—	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—
	債券	95,656	100,021	△4,365	—
	国債	7,411	8,042	△631	—
	地方債	23,001	24,557	△1,556	—
	短期社債	—	—	—	—
	社債	65,243	67,421	△2,178	—
	その他	71,238	74,973	△3,735	—
小計	166,894	174,995	△8,100	—	
合計		249,037	252,211	△3,174	

33. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	6,959	6	468
国債	5,762	6	166
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	1,196	—	302
その他	11,090	1,041	486
合計	18,050	1,048	955

34. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,426	1,408	17	17	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22.513百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,274百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産 (単位:百万円)	
税務上の繰越欠損金(注2)	375
貸倒引当金	1,253
減価償却超過額	291
土地の減損	131
賞与引当金	85
その他有価証券評価差額金	879
その他	180
繰延税金資産小計	3,198
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△257
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,565
評価性引当額小計(注1)	△2,823
繰延税金資産合計	374
繰延税金負債	
前払年金費用	37
資産除去債務	0
繰延税金負債合計	37
繰延税金資産の純額	337

(注1) 評価性引当額が前年比1,195百万円減少しております。この増加の主な要因は、その他有価証券評価差額金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和6年3月31日) (単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	—	84	274	—	—	—	375
評価性引当額	—	—	△241	—	—	△16	△257
繰延税金資産	—	84	33	—	—	—	117

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

37. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	一百万円
顧客との契約から生じた債権	4百万円
契約負債	11百万円

損益計算書の注記事項

- 注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 子会社との取引による収益総額 6,314千円
 子会社との取引による費用総額 149,373千円
 3. 出資1口当たり当期純利益金額 384円21銭
 4. その他の経常収益は、兵庫県伴走支援補助金69,400千円などであります。
 5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,073,823千円であります。
 6. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。